

ホバ次ハ細信業ノ細印ニ至ラハハ事ヲ悉ベ昨夜久留所ニ於テ階級石ニ懸ケ下レ讀書
 シル一昔年ハ巡査ニ雖何ヤレ改行サレシハ事案アリ、東正ノ職ニ至ルニ至テハ改行ノ事案ニ
 警察、終局ヲサメシニ、武器ナルハ制運動ヲ決行セカハカシテ改運動ノ許可ヲ
 警察署ノ類ハ知ルモ警視廳ノ方針トシテ不許可トナレリ然レドモ吾ハ一資東京
 警察署セシムル最後ノ手段トシテ本運動ヲ決行セカハ可カラカハ場合ニ立至ラハ警
 察ノ許可云々ヲ敢テ問題トスルモノニテラズト述ベ左ノ決議文ヲ頒布スル

決 議

我ガ身謀同ハ十八日、形或覺書ニ細印スル事敢ハカハニ至リテ事案ニ
 對シテハ絶望之レニ反對スルモノナリ

勞秘芽三六六號

大正十五年二月二十五日

警視總監 太田 政 弘

- 内務大臣 若槻 禮次郎 殿
- 東京警備司令官 殿
- 社會局長官 長岡 隆一 郎 殿
- 憲兵司令官 殿
- 北海道京都大阪神奈川愛知兵庫
福岡廣島岡山靜岡岩手青森埼玉
- 各廳府縣長官 殿
- 東京地方裁判所檢事 正 殿